

○建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、第六条第三項に規定する建築設備（昇降機を除く。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十二条第三項に規定する検査及び同条第四項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。</p> <p>建築設備（昇降機を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件</p> <p>第一（略）</p> <p>第二 定期検査等は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備（以下「換気設備等」という。）について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの（イ）欄に掲げる項目に応じ、同表（ロ）欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表（ハ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（ニ）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項について</p>	<p>建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、第六条第三項に規定する建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十二条第三項に規定する検査（以下「定期検査」という。）及び同条第四項に規定する点検（以下「定期点検」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。</p> <p>建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件</p> <p>第一（略）</p> <p>第二 定期検査及び定期点検は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備について、次の各号に掲げる別表第一から別表第四までの（イ）欄に掲げる項目に応じ、同表（ロ）欄に掲げる事項（ただし、定期点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表（ハ）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（ニ）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第六条第二項又は第六条の二第一項に掲げる検査又は点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（検査若しくは点検の項目若しくは</p>

削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

一〇四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた換気設備等に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合においては、当該方法によるものとする。

第三 換気設備等の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一〇四 (略)

別表第二

一令 第百二 十三条 第三項	(い)	(ろ)	(は)	(こ)
九 機	排煙機 の性能	(略)	(略)	令第百二十三 条第三項第二 号若しくは第 百二十九条の

は事項について削除し又は検査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあっては、当該規則の定めるところによるものとする。

一〇四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項に規定する認定を受けた構造方法等を用いた建築物で、当該認定に係る同条第二項に定める評価(以下単に「評価」という。)を行ったときに検査の方法を記載した図書の提出を受けたものに係る定期検査及び定期点検については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める図書に記載された検査の方法によるものとする。

一 国土交通大臣が評価を行った場合 施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書

二 法第七十七条の五十六第一項の規定により指定を受けた者が評価を行った場合 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。)第六十三条第一号に規定する図書

三 法第七十七条の五十七第一項の規定により承認を受けた者が評価を行った場合 省令第七十九条において準用する省令第六十三条第一号に規定する図書

第三 換気設備、排煙設備、非常用の照明装置並びに給水設備及び排水設備の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる建築設備の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一〇四 (略)

別表第二

一令 第百二 十三条 第三項	(い)	(ろ)	(は)	(こ)
九 機	排煙機 の性能	(略)	(略)	令第百二十三 条第三項第一 号、第二十 六条の三第一

第二号
に規定
する階
段室又
は付室
、令第
百二十
九条の
十三の
三第十
三項に
規定す
る昇降
路又は
乗降ロ
ビー、
令第百
二十六
条の二
第一項
に規定
する居
室等

十三の三第十
三項（これら
の規定中国土
交通大臣が定
めた構造方法
のうち排煙機
に係る部分に
限る。）又は
第二百二十六
条の三第一項第
九号（令第百
二十九条第一
項又は第百二
十九条の第二
一項の規定が
適用され、か
つ、階避難安
全性能又は全
館避難安全性
能に影響を及
ぼす修繕等が
行われていな
い場合にあつ
ては、令第百
二十三条第三
項第二号及び
第二百二十六
条の三第一項第
九号を除く。
）の規定に適

第一号
に規定
する付
室、令
第二百
九条の
十三
の三第
三項に
規定す
る乗降
ロビー
、令第
百二十
六条の
第二一
項に規
定する
居室等

項第九号又は
第二百二十九
条の十三の三第
三項第二号（
令第百二十九
条の第二一項
又は第百二十
九条の二の二
第一項の規定
が適用され、
かつ、階避難
安全性能又は
全館避難安全
性能に影響を
及ぼす修繕等
が行われてい
ない場合に
あつては、令第
百二十三条第
三項第一号及
び第二百二十六
条の三第一項
第九号を除く
。）の規定に
適合しないこ
と。

～ 八 十 ～	
機 械 排 煙 設 備 の 排 煙 口 の 性 能	
(略)	
(略)	
、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行	、令第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行わ

～ 八 十 ～	
機 械 排 煙 設 備 の 排 煙 口 の 性 能	
(略)	
(略)	
、令第百二十九条の二第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕	、令第百二十九条の二第一項又は第百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館避難安全性に影響を及ぼす修繕等が行われない場合を除く。

		～ 三 十 二 ～	～ 四 十 二 ～
	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
われていない場合を除く。	令第二百二十六条の三第一項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は	令第二百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は	令第二百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は

		～ 三 十 二 ～	～ 四 十 二 ～
	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
等が行われていない場合を除く。	令第二百二十六条の三第一項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は	令第二百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は	令第二百二十六条の三第一項第七号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は

) 五 十 二 (
(略)	
(略)	
<p>断熱材に欠落又は損傷があること又は令第二百二十六条の三第一項第七号で準用する令第一百五十九条第一項第三号イ(㉒)の規定に適合しないこと(ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性又は全館</p>	<p>条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>

) 五 十 二 (
(略)	
(略)	
<p>断熱材に欠落又は損傷があること又は令第二百二十六条の三第一項第七号で準用する令第一百五十九条第一項第三号イ(㉒)の規定に適合しないこと(ただし、令第二百二十九条の二第一項又は第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性</p>	<p>十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>

		(四 十 三)	
		特殊な 構造の 排煙設 備の排 煙口及 び給気 口の外 観	
(略)	(略)		
(略)	(略)		
令第二百二十六	平成十二年建 設省告示第千 四百三十七号 第一号ロ又は ハ及び第二号 ロ又はハの規 定に適合しな いこと。ただ し、令第二百 十九条第一項 又は第二百十 九条の二第一 項の規定が適 用され、かつ 、階避難安全 性能又は全館 避難安全性能 に影響を及ぼ す修繕等が行 われていない 場合を除く。		避難安全性能 に影響を及ぼ す修繕等が行 われていない 場合を除く。

		(四 十 三)	
		特殊な 構造の 排煙設 備の排 煙口及 び給気 口の外 観	
(略)	(略)		
(略)	(略)		
令第二百二十六	平成十二年建 設省告示第千 四百三十七号 第一号ロ又は ハ及び第二号 ロ又はハの規 定に適合しな いこと。ただ し、令第二百 十九条の二第 一項又は第百 二十九条の二 の二第一項の 規定が適用さ れ、かつ、階 避難安全性能 又は全館避難 安全性能に影 響を及ぼす修 繕等が行われ ていない場合 を除く。		能又は全館避 難安全性能に 影響を及ぼす 修繕等が行わ れていない場 合を除く。

		～ 九 十 三 ～	～ 八 十 三
特殊な 構造の 排煙設 備の排 煙口の 性能	(略)	(略)	<p>条の三第一項 第五号の規定 に適合しない こと。ただし 、令第百二十 九条第一項又 は第百二十九 条の二第一項 の規定が適用 され、かつ、 階避難安全 能又は全館避 難安全性能に 影響を及ぼす 修繕等が行わ れていない場 合を除く。</p>

		～ 九 十 三 ～	～ 八 十 三
特殊な 構造の 排煙設 備の排 煙口の 性能	(略)	(略)	<p>条の三第一項 第五号の規定 に適合しない こと。ただし 、令第百二十 九条の二第一 項又は第百二 十九条の二の 二第一項の規 定が適用され 、かつ、階避 難安全性能又 は全館避難安 全性能に影響 を及ぼす修繕 等が行われて いない場合を 除く。</p>

四 (一)		三十四 (一)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
令第二百二十六条の三第一項	<p>性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合は計算書による風量に満たないこと。</p>	<p>特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽)部分及び埋設部分を除く。</p>	<p>令第二百二十六条の三第一項第二号の規定に適合しないこと。ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>

四 (一)		三十四 (一)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	
令第二百二十六条の三第一項	<p>性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合は計算書による風量に満たないこと。</p>	<p>特殊な構造の排煙設備の給気風道(隠蔽)部分及び埋設部分を除く。</p>	<p>令第二百二十九条の二第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。</p>

～ 八 十 四 ～		～ 五 十
特殊な 構造の 排煙設 備の給 気送風 機の性 能	(略)	
(略)		
令第二百二十六 条の三第二項 の規定に適合 しないこと。 ただし、令第 百二十九条第 一項又は第百 二十九条の二 第一項の規定 が適用され、 かつ、階避難 安全性又は 全館避難安全		第七号の規定 に適合しない こと。ただし 、令第百二十 九条第一項又 は第百二十九 条の二第一項 の規定が適用 され、かつ、 階避難安全性 能又は全館避 難安全性能に 影響を及ぼす 修繕等が行わ れていない場 合を除く。

～ 八 十 四 ～		～ 五 十
特殊な 構造の 排煙設 備の給 気送風 機の性 能	(略)	
(略)		
令第二百二十六 条の三第二項 の規定に適合 しないこと。 ただし、令第 百二十九条の 第二項又は 第百二十九条 の二の二第一 項の規定が適 用され、かつ 、階避難安全 性能又は全館		第七号の規定 に適合しない こと。ただし 、令第百二十 九条の二第一 項又は第百二 十九条の二の 二第一項の規 定が適用され 、かつ、階避 難安全性能又 は全館避難安 全性能に影響 を及ぼす修繕 等が行われて いない場合を 除く。

第三項	第一百三十二	二 令	
			～ 一 十 五 ～
び 非 常 用 エ	又 は 付 室 及	特 別 避 難 階 段 の 階 段 室	
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 令第二百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。 ただし、令第二百二十九条第一項又は第二百二十九条の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては計算書による風量に満たないこと。

第三項	第一百三十二	二 令	
			～ 一 十 五 ～
レ ベ ー タ ー	び 非 常 用 エ	特 別 避 難 階 段 の 付 室 及	
		(略)	(略)
		(略)	(略)
		(略)	避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 令第二百二十六条の三第二項の規定に適合しないこと。 ただし、令第二百二十九条の二第一項又は第二百二十九条の二の二第一項の規定が適用され、かつ、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合にあつては計算書による風量に満たないこと。

1	別記第二号	③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第35号の6様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。 ④～⑮ (略)	別記第一号 (注意) ①・② (略)	第二号 に規定 する階 段室又 は付室 、令第 百二十 九条の 十三の 第三十 三項に 規定す る昇降 路又は 乗降ロ ビー	レベーター の昇降路又 は乗降ロビ ーに設ける 排煙口及び 給気口
	番号 検査項目等 令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129 (略)			乗降ロ ビー	

1	別記第二号	③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第35号の4様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。 ④～⑮ (略)	別記第一号 (注意) ①・② (略)	第一号 に規定 する付 室、令 第二百 十九條 の十三 の第三 三項に 規定す る乗降 路又は 乗降ロ ビー	の乗降ロビ ーに設ける 排煙口及び 給気口
	番号 検査項目等 令第123条第3項第1号に規定する付室、令第129条の13の3 (略)			乗降ロ ビー	

	条の13の3第3項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第29条の2第1項に規定する居室等		
(略)	(略)		
2	令第23条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第29条の13の3第3項に規定する昇降路又は乗降ロビー		
(1)	令第23条第3項第2号に規定する階段室又は付室及び令第29条の13の3第3項に規定する昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	(略)	
(2)	令第23条第3項第2号に規定する階段室又は付室及び令第29条の13の3第3項に規定する昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	(略)	
(略)	(略)		

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に關与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第39号の6様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④～⑭ (略)

別記第三号

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に關与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第39号の6様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④～⑬ (略)

	第3項に規定する乗降ロビー、令第29条の2第1項に規定する居室等		
(略)	(略)		
2	令第23条第3項第1号に規定する付室、令第29条の13の3第3項に規定する乗降ロビー		
(1)	令第23条第3項第1号に規定する付室及び令第29条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	(略)	
(2)	令第23条第3項第1号に規定する付室及び令第29条の13の3第3項に規定する乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口	(略)	
(略)	(略)		

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に關与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第39号の4様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④～⑭ (略)

別記第三号

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に關与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第39号の4様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④～⑬ (略)

別記第四号

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第3号の6様式第二面5欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④～⑫ (略)

別記第四号

(注意)

①・② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第3号の4様式第二面5欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④～⑫ (略)

○ 昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第二項及び第三項、第六条の二第一項、第六条の二の二第二項及び第三項並びに第六条の二の三第一項の規定に基づき、第六条第三項に規定する昇降機及び第六条の二の二第三項に規定する觀光用エレベーター等（以下単に「昇降機」という。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十二条第三項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）に規定する検査及び法第十二条第四項（法第八十八条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。</p> <p>第一 定期検査等は、施行規則第六条第二項、第六条の二第一項、第六条の二の二第二項及び第六条の二の三第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一から第六までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、法第十二条第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとし、併せて、前回の定期検査等以降に不具合が生じている場合にあっては、当該不具合に係る同表（い）欄に掲げる項目に応じ、不具合の改善の状況等について、適切な方法により実施し、改善措置が講じられていないかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場</p>	<p>建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六条第二項及び第三項並びに第六条の二第一項の規定に基づき、第六条第三項に規定する昇降機（以下単に「昇降機」という。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十二条第三項に規定する検査（以下「定期点検」という。）及び同条第四項に規定する点検（以下「定期点検」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。</p> <p>第一 定期検査及び定期点検は、施行規則第六条第二項及び第六条の二第一項の規定に基づき、次の各号に掲げる別表第一から第六までの（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、定期点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）について、同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとし、併せて、前回の定期検査又は定期点検以降に不具合が生じている場合にあっては、当該不具合に係る同表（い）欄に掲げる項目に応じ、不具合の改善の状況等について、適切な方法により実施し、改善措置が講じられていないかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第六条第二項又は第六条の二第一項に掲げる検査又は点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定め</p>

合（定期検査等の項目若しくは事項について削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

一〇六（略）

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた昇降機に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあつては、当該方法によるものとする。

第二 昇降機の検査結果表は、施行規則第六条第三項及び第六条の二の二第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる昇降機の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一〇六（略）

別記第一号

（注意）

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第38号の4様式第二面5欄の

る場合（検査若しくは点検の項目若しくは事項について削除し又は検査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。）にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

一〇六（略）

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項に規定する認定を受けた構造方法等を用いた昇降機で、当該認定に係る同条第二項に定める評価（以下単に「評価」という。）を行ったときに検査の方法を記載した図書の提出を受けたものに係る定期検査及び定期点検については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書に記載された検査の方法によるものとする。

一 国土交通大臣が評価を行った場合 施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書

二 法第七十七条の五十六第一項の規定により指定を受けた者が評価を行った場合 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。）第六十三条第一号に規定する図書

三 法第七十七条の五十七第一項の規定により承認を受けた者が評価を行った場合 省令第七十九条において準用する省令第六十三条第一号に規定する図書

第二 昇降機の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる昇降機の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一〇六（略）

別記第一号

（注意）

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第38号の3様式第二面5欄の

番号を記入してください。

② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ ～ ②⑧ (略)

別記第二号

(注意)

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。

② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ ～ ②⑤ (略)

別記第三号

(注意)

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。

② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号

番号を記入してください。

② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ ～ ②⑧ (略)

別記第二号

(注意)

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面5欄の番号を記入してください。

② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ ～ ②⑤ (略)

別記第三号

(注意)

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面5欄の番号を記入してください。

② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号

号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④～⑳ (略)

別記第四号

(注意)

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。

② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④～⑳ (略)

別記第五号

(注意)

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則第36号の4様式第二面5欄の番号を記入してください。

② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則第36号の4様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④～⑳ (略)

号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④～⑳ (略)

別記第四号

(注意)

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則第36号の3様式第二面5欄の番号を記入してください。

② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則第36号の3様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④～⑳ (略)

別記第五号

(注意)

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則第36号の3様式第二面5欄の番号を記入してください。

② (略)

③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則第36号の3様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④～⑳ (略)

別記第六号

(注意)

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第2面5欄の番号を記入してください。

② (略)

③ 「当該検査に關与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の4様式第2面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ ～②① (略)

別記第六号

(注意)

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第2面5欄の番号を記入してください。

② (略)

③ 「当該検査に關与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の3様式第2面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該昇降機の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ ～②① (略)

○ 遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六條の二の二第二項及び第三項並びに第六條の二の三第一項の規定に基づき、第六條の二の二第三項に規定する遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第八十八條第一項において準用する法第十二條第一項に規定する調査及び法第八十八條第一項において準用する法第十二條第三項に規定する検査並びに法第八十八條第一項において準用する法第十二條第二項及び第四項に規定する点検（以下「定期検査等」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。</p> <p>遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件</p> <p>第一 定期検査等は、施行規則第六條の二の二第二項及び第六條の二の三第一項の規定に基づき、遊戯施設について、別表（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、法第八十八條第一項において準用する法第十二條第二項及び第四項に規定する点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により定期検査等の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（定期検査等の項目若しくは事項につ</p>	<p>建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第六條第二項及び第三項並びに第六條の二第一項の規定に基づき、第六條第三項に規定する遊戯施設（以下単に「遊戯施設」という。）について建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第十二條第三項に規定する検査（以下「定期検査」という。）及び同條第四項に規定する点検（以下「定期点検」という。）の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を次のように定める。</p> <p>遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件</p> <p>第一 定期検査及び定期点検は、施行規則第六條第二項及び第六條の二第一項の規定に基づき、遊戯施設について、別表（い）欄に掲げる項目に応じ、同表（ろ）欄に掲げる事項（ただし、定期点検においては損傷、腐食、その他の劣化状況に係るものに限る。）ごとに定める同表（は）欄に掲げる方法により実施し、その結果が同表（に）欄に掲げる基準に該当しているかどうかを判定することとする。ただし、特定行政庁が規則により施行規則第六條第二項又は第六條の二第一項に掲げる検査又は点検の項目、事項、方法又は結果の判定基準について定める場合（検査若しくは点検の項目若しくは事項について削除し又</p>

いて削除し又は定期検査等の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項又は法第六十八条の二十六第一項に規定する認定を受けた構造方法を用いた遊戯施設に係る定期検査等については、当該認定に係る申請の際に提出された施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書若しくは同条第三項に規定する評価書又は施行規則第十条の五の二十三第一項第三号に規定する図書に検査の方法が記載されている場合にあつては、当該方法によるものとする。

第二 遊戯施設の検査結果表は、施行規則第六条の二の二第三項の規定に基づき、別記に示すとおりとする。

別記

(注意)

① この書類は、遊戯施設ごとに作成してください。その際に、「遊戯施設番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の3の様式第二面5欄の番号を記入してください。

② (略)

③ 「当該検査に關与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の3の様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該

は検査若しくは点検の方法若しくは結果の判定基準について、より緩やかな条件を定める場合を除く。)にあつては、当該規則の定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第六十八条の二十五第一項に規定する認定を受けた構造方法等を用いた遊戯施設で、当該認定に係る同条第二項に定める評価(以下単に「評価」という。)を行ったときに定期検査及び定期点検の方法を記載した図書の提出を受けたものに係る定期検査及び定期点検については、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める図書に記載された検査の方法によるものとする。

一 国土交通大臣が評価を行った場合 施行規則第十条の五の二十一第一項第三号に規定する図書

二 法第七十七条の五十六第一項の規定により指定を受けた者が評価を行った場合 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検査機関等に関する省令(平成十一年建設省令第十三号。以下「省令」という。)第六十三条第一号に規定する図書

三 法第七十七条の五十七第一項の規定により承認を受けた者が評価を行った場合 省令第七十九条において準用する省令第六十三条第一号に規定する図書

第二 遊戯施設の検査結果表は、施行規則第六条第三項の規定に基づき、別記に示すとおりとする。

別記

(注意)

① この書類は、遊戯施設ごとに作成してください。その際に、「遊戯施設番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の3の様式第二面5欄の番号を記入してください。

② (略)

③ 「当該検査に關与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の3の様式第二面3欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。

遊戯施設の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④
⑤
(略)

当該遊戯施設の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④
⑤
(略)